

5月12日から18日までは「民生委員・児童委員 活動強化週間」

生活上の困りごとをご相談ください

「民生委員・児童委員」は地域の身近な相談相手

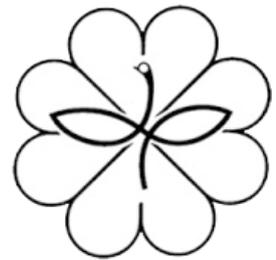
皆さんは「民生委員・児童委員」という言葉を聞いたことがありますか。

聞いたことがある人も、実際にどのような活動をしているのか知っている人は少ないのではないのでしょうか。

生活で困ったことや身体の障がい、知的な障がい、母子、子ども、高齢者などの福祉の相談に応じてくれるのが、民生委員・児童委員です。

市内では、122人の民生委員・児童委員が活動しており、地域住民の皆さんと同じ立場で相談に応じたり、支援などを行っています。

地域ごとの各委員は、福祉課地域福祉班へ問い合わせてください。



民生委員・児童委員のマーク

◎民生委員・児童委員とは

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員です。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。給与の支給はなくボランティアとして活動し、任期は3年です（再任可）。

◎民生委員・児童委員の主な活動

地域住民からのさまざまな相談に乗るほか、高齢者や障がいのある人の見守り支援、子どもたちへの声かけ、関係機関・団体への橋渡しなどを行い、地域に根ざした社会福祉の増進に尽力されています。

◎こんな時にご相談ください

- ・高齢者の1人暮らしなどで心配
- ・収入が少なく生活に困っている
- ・子どもの非行や不登校で悩んでいる
- ・近所の子どもが虐待されている
- ・医療、介護など福祉サービスについて知りたい
- ・近所の人困っているみたいだけど声をかけにくい
- ・障がい者（児）からの相談
- ・必要に応じ、市役所など関係機関・団体との調整



◎秘密は守られます

民生委員・児童委員は、秘密を守ることが法律で義務付けられています。安心して相談してください。

◎関係団体とのネットワーク

民生委員・児童委員は、誰もが安心して住み続けられる地域づくりのために、地域住民や関係機関・団体などと連携・協力して地域のきずなづくりを進め、地域福祉の充実に取り組んでいます。

▶問い合わせ先 福祉課地域福祉班（☎ 63-1111 内線 331）
島原市民生委員児童委員協議会（☎ 63-3855）